



京 企 号
平成 23 年 9 月 26 日

京極町総合計画審議会

会長 船 場 實 様

京極町長 山 崎 一 雄

第5次京極町総合計画について（諮問）

秀峰羊蹄のふもと日本一のふきだし湧水に恵まれた京極町の全ての町民が、“住んでいて良かった”を実感できるよう、信頼と協働によるまちづくりの指針となる第5次京極町総合計画の策定にあたり、審議会の意見を賜りたく諮問いたします。

記

1. 基本構想

平成 24 年度を初年度とし、平成 33 年度を目標年度とする 10 か年を展望した基本的な目標の樹立

2. 基本計画

基本構想に基づく前期 5 か年の分野別の目標と施策の樹立

平成 24 年 2 月 27 日

京極町長 山 崎 一 雄 様

京極町総合計画審議会

会長 船 場 實

第5次京極町総合計画に関する答申

平成 23 年 9 月 26 日、貴職より諮問を受けた第5次京極町総合計画の策定について、これまでのまちづくり経過と現況、課題を把握し、専門部会、全体会議において慎重に審議し、京極町のまちづくりの目標や土地利用の基本方向、まちづくり主要分野の設定と分野別の基本方向、協働プログラムの推進を内容とする基本構想、分野別の取り組みを内容とした前期基本計画についてとりまとめましたので、ここに答申いたします。

記

1. 基本構想

平成 24 年度～平成 33 年度の 10 か年を展望した基本的な目標の樹立

2. 基本計画

基本構想に基づく前期 5 か年の分野別の目標と施策の樹立

○京極町総合計画策定条例

平成 24 年 2 月 21 日
条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画

将来における町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2) 基本構想

町政の基本理念であり、町の将来像及び基本目標を示すものをいう。

(3) 基本計画

町政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(4) 実施計画

町政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第 3 条 町長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、京極町総合計画審議会条例(昭和 46 年条例第 15 号)第 1 条に規定する京極町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第 5 条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第 7 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○京極町総合計画審議会条例

昭和 46 年 9 月 29 日

条例第 15 号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、京極町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、町の総合計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員 40 人以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は、町長が定めるところによる。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長、副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、別に定めるところにより部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画振興課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○京極町総合計画審議会規則

昭和46年9月29日
規則第5号

(設置)

第1条 総合計画の策定にあたって、諸事項を調査及び審議するため、京極町総合計画審議会部会（以下「部会」という。）を設置する。

(部会)

第2条 審議会に、次の部会を設け、会長の指名する委員をもって組織する。

(1) 総務部会

(2) 産業建設部会

2 各部会は、会長から付託された専門事項について審議答申する。

3 各部会の所掌事項は、別表のとおりとする。

4 各部会に、部会長及び副部会長を置き、部会において互選する。

(会議)

第3条 部会は、必要のつど部会長が招集する。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

部会名	所掌事項
総務部会	教育・学術文化・行財政・消防・防災・情報・住民自治・地域振興活動等に関する事項 社会福祉・保健衛生等に関する事項 その他いずれに属さない事項
産業建設部会	農林水産業・商工業・鉱業・観光・労働福祉・環境保全等に関する事項 建設土木・上下水道・治山・治水・土地保全・交通通信等に関する事項

第5次京極町総合計画審議会委員名簿

役 職	氏 名	団 体 名	備 考
会 長	船場 實	ようてい森林組合・観光協会	産業建設部会
副 会 長	佐古岡 照夫	連合町内会・ふるさとづくり推進委員会	総務部会

＜総務部会＞

部 会 長	笹原 満雄	社会福祉協議会	
副部長	山田 雅	生涯学習委員	
委 員	室井 郁男	消防団	
委 員	梅田 勝江	文化協会	
委 員	樋口 健二	体育協会	
委 員	伊藤 信衛	校長会	
委 員	佐藤 一	P T A 連合会	
委 員	菊地 亮	教育委員会	
委 員	澁谷 剛	養護老人ホーム慶和園・ユニットケア慶和園	
委 員	東島 竜治	羊蹄グリーン病院	
委 員	有末 義美	共楽クラブ	
委 員	渡辺 基樹	一般公募	

＜産業建設部会＞

部 会 長	後藤田 紘	京極町景観を考える会	
副部長	清本 勝彦	ようてい農協京極支所	
委 員	加藤 清三	連合京極支部	
委 員	藤澤 喬	商工会	
委 員	山中 艶子	京極女性の会	
委 員	富成 弘子	女性団体連絡協議会	
委 員	後藤 耕蔵	農業委員会	
委 員	真田 富士江	ようてい農協女性部京極支部	
委 員	赤間 祐子	商工会女性部	
委 員	大木 二郎	商工会青年部	
委 員	後藤 洋一	ようてい農協青年部京極ブロック	
委 員	田村 英樹	京極の自然を守る会	

【策定の経過】

平成22年10月 ～11月	町民アンケート調査実施 ・町民1,000人（無作為抽出）に配布。回収率53.5%。
平成23年6月	町長インタビュー ・前期のふりかえりと、近年の状況や出来事、町民アンケートの結果を踏まえた方向性について。
平成23年7月	基礎データ集約、施策・事業実施状況シートによる取組評価 ・各課の担当業務を整理し、課題の抽出や今後の方向性を検討。
平成23年9月	第1回審議会 ・26日開催。 ・委嘱状交付、諮問、役員選出、専門部会の構成、アンケート結果やスケジュールを説明。 ・グループワークで町の現状と課題について検討。
平成23年10月	第2回審議会 ・28日開催。 ・町長より諮問。基本構想案、計画骨子案について検討。
平成23年11月	地域活動団体アンケート ・日頃の活動状況と課題、まちづくりに対する意見聴取。 各課ヒアリング ・現状と課題、対策などを聴取。 職員ワークショップ ・若手町職員により、定住対策を中心に地域の強みを生かし、弱みを克服するための対策についてグループワークを実施。 中学生からの意見聴取 ・壁新聞やアンケート調査による意見聴取。 ・総合的な学習の時間「京極町の未来を考える」を実施。
	町内会・駐在員会議 ・アンケート調査の結果や進捗状況を説明。
平成23年12月	定例町議会 ・今期計画の特徴や現在検討している事業、策定経過を説明。 中学生との意見交換会 ・生徒代表5名による発表と町長との意見交換。
平成24年1月	計画素案（成果指標・取組内容・数値目標など）の検討 ・アンケート調査の結果や進捗状況を説明。
平成24年2月	第1回専門部会（総務部会・産業建設部会） ・7～8日開催。 ・基本計画の内容について検討。 臨時町議会 ・20日開催。 ・京極町総合計画策定条例を提案・議決。 第2回専門部会（総務部会・産業建設部会） ・22日開催。 ・基本計画の修正内容について検討。
	第3回審議会 ・22日開催。 ・基本計画の内容をふまえ、基本理念と総合計画全体について検討。
	答申 ・27日答申。 ・審議会会長、副会長が町長に答申を提出。
平成24年3月	定例町議会 ・8日上程、16日議決。 ・総合計画基本構想を議決。